情報閲覧
移住・定住支援サイトから情報をご覧ください

⇨

利用登録申込み
必要書類を提出して申請してください

⇨

問合せ・見学
見学は媒介業者が同行します

⇨

交渉申込み
必要書類を提出してお申込みください

⇨

交渉・契約
媒介業者の媒介による交渉・契約

利用登録～契約までの流れ
空き家利用希望者（買いたい・借りたい）

(1) 空き家の情報発信・閲覧

市のホームページ等で情報を公開しています。
詳しい情報を希望される場合は、利用者登録をしてください。

(2) 利用登録申込み

必要書類を提出して申請してください。
内容を確認し、登録済証を交付します。
空き家バンク制度利用者登録申込書（様式第８号）

(3) 物件の問合わせ・見学

気に入った物件があればお問合わせください。見学には媒介業者が同行します。

▽登録事項に変更があったとき
登録の内容に変更が生じた場合は、次の書類を提出してください。
利用登録者登録事項変更届出書（様式第１０号）

▽登録を取り消したいとき
登録を取り消したい場合は、次の書類を提出してください。
利用者台帳登録抹消申込書（様式第１２号）

(4) 物件交渉の申込み

空き家・空き地の購入・賃貸を希望される場合は、次の書類を提出してお申込みください。
空き家バンク制度登録物件交渉申込書（様式第13号）
誓約書（様式第14号）

(5) 物件の交渉・契約

媒介業者の媒介により交渉・契約していただきます。
（仲介手数料が必要になります。）